

特別養護老人ホームのじぎくの里  
指定訪問介護事業所

# 重要事項説明書

(利用案内)

1. サービス・料金について
2. サービスの利用に際して
3. 契約の解除と苦情の受付
4. 契約者へのお願い
5. のじぎくの里について
6. 説明のご確認

サービスご契約の前に必ずお読みください

社会福祉法人のじぎく福祉会  
特別養護老人ホームのじぎくの里  
兵庫県高砂市北浜町西浜 7 7 3 - 3  
電話 079 (247) 9207 FAX079 (247) 9201

# 1. サービス・料金について

のじぎくの里（訪問介護）では以下のサービスをご利用いただけます。

介護サービスの対象者はのじぎくの里と契約の方に限ります。

サービスには身体介護・生活援助の2種類があります。

## ■ 身体介護

自宅での入浴、排泄、食事等の身体に関する介助を行います。

- 入浴介助 入浴の介助、または身体を清拭します。
- 排泄介助 排泄の介助およびおむつ交換を行います。
- 食事介助 お食事を召し上げる際の介助を行います。
- 体位転換 身体の向きを変える介助を行います。

## ■ 生活援助

ご自宅での食事調理、洗濯、掃除、買物等の生活に関する援助を行います。

- 調理 契約者の食事の用意を行います。
- 洗濯 契約者の衣服等の洗濯を行います。
- 掃除 契約者の部屋（居室）の掃除を行います。
- 買物 契約者の日常生活に必要な買物を行います。

## サービスご利用料金（契約書第9条参照）

※契約者の状況に応じて料金が変わる場合がございます。

	サービス	区分	所定単位数	詳細	
介護 保 険 適 用	生活援助	生活2	179 単位	20分以上 45分未満	
		生活3	220 単位	45分以上	
	身体介護	身体0	163 単位	20分未満	
		身体1	244 単位	20分以上 30分未満	
		身体2	387 単位	30分以上 60分未満	
		身体3	567 単位	60分以上 90分未満	
		身体4以上	649 単位	90分以上 30分を増すごとに 左記単位数に 82 単位を加算	
	身体生活	身1生1	309 単位	身体介護 20分以上 30分未満に 引き続き生活援助 20分以上 45 分未満	
		身1生2	374 単位	身体介護 20分以上 30分未満に 引き続き生活援助 45以上 70分 未満	
		身1生3	439 単位	身体介護 20分以上 30分未満に 引き続き生活援助 70分以上	
		身2生1	452 単位	身体介護 30分以上 60分未満に 引き続き生活援助 20以上 45分 未満	
		身2生2	517 単位	身体介護 30分以上 60分未満に 引き続き生活援助 45以上 70分 未満	
		身2生3	582 単位	身体介護 30分以上 60分未満に 引き続き生活援助 70分以上	
	特定事業所加算Ⅱ		所定単位数に×0.1 を乗じて加算		
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※		所定（小計） 単位 × 0.245		
	初回加算		200 単位/1 回	初回サービスをサービス提供者が 行う場合	

	緊急加算	100 単位/1 回	計画に無い緊急サービスの訪問 要請
	地域加算	7 級地	総単位数 × 10.21 を乗じて 算出 ( 円 )
	生活機能向上連携加算	100 単位/月	リハビリテーション職との 連携
	夜朝加算	1 回につき所定 単位数 × 25/100	夜間 午後 6 時～午後 10 時 早朝 午前 6 時～午前 8 時
	通常区域外への訪問介護	片道 5 キロ毎に 100 円	

※通常区域とは通常区域とは高砂市全域、姫路市（河川「市川」以東で花田町、御国野、別所以南、加古川市（河川「加古川」以西で加古川バイパスで以南です。

（ヘルパー状況等で相談させて頂くこともあります。）

\* 上記の単価は 1 回訪問単価ですので複数回利用の場合はその都度加算していきます。

\* 2 名以上の訪問介護職員による介護の場合は上記の単価 × 人数となります。

\* 夜朝加算はヘルパー状況等で相談させて頂くこともあります。

※ 介護職員等特定処遇改善加算については取得要件により変更されます。

### ■ 緊急時の対応

異常事態・急変時の際は緊急連絡先を 2 ヶ所お知らせください。連絡の取れない場合は、通院又は救急車対応を行います。緊急時の通院の際はタクシーや公共交通機関を利用します。

	連絡先	電話番号
1.		
2.		

### ■ 償還払い（要介護認定を受けていない場合のサービスご利用）

契約者がまだ要介護認定を受けていない状態で介護サービスをご利用された場合は、サービスご利用料金全額をいったんお支払いいただきます。その後、契約者が要支援または要介護の認定を受けられた場合、自己負担額を除いた金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります。また、契約者の居宅サービス計

画（ケアプラン）が作成されていない場合も同様となります。なお、償還払いとなる場合は、契約者に対し、払い戻しの際に必要な「サービス提供証明書」を発行いたします。

※ 介護保険制度改正などで単位・加算体制の変更が生じた場合には、予め文書でお知らせのうえ、必要と認められた単位等に関して利用者または家族等に説明し、円滑にサービス提供ができるように努めます。変更内容に同意いただける場合は、本契約書及び重要事項説明書の一部の変更を示す書類を提示し、それに署名押印をいただくことで契約更新をします。

※ 介護給付の対象とならないサービス利用料金について変更を行なう場合は、事業者は契約者に対して、1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を変更します。

## ■ 利用料金のお支払い

利用料金は利用月締めで1か月単位の請求です。

当月に前月利用分の請求書をお渡しいたしますので、20日までにお支払いください。

（例：令和〇年4月の利用料金→5月20日までのお支払い）

お支払いには、以下の3つの方法があります。

### 【お支払い方法】

① 訪問介護員へ直接利用料金を支払う。

② 金融機関へのお振込み。

下記口座へ利用者名でお振込みください。

但陽信用金庫 大塩支店 普通預金 5098866

（名義人）特別養護老人ホーム のじぎくの里 訪問

施設長 中條 あゆみ

③ 引き落とし

但陽信用金庫に口座をお持ちの方は、口座引落としを選ぶことができます。毎月20日（信用金庫が休みの場合は翌営業日）に引き落とします。

## 2. サービスの利用に際して

- 介護サービス利用前、介護保険証の内容が変わった場合には必ず「介護保険被保険者証」をご提示ください。ご提示の際、特に以下の点をご確認ください。

◎ 要介護状態区分等

空白または自立の場合、介護保険の適用外となります。

◎ 認定の有効期間

利用期間が認定の有効期間内でなければ保険証を使えません。

注) 契約者に介護保険料の未納がある場合は、保険給付割合が異なる場合があります。

- 生活保護等の公的扶助を受けられている場合は事前にお申し出ください。負担分に関しての公的扶助を適用できる場合があります。

- 介護サービスご利用の個別計画

契約者担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護計画（ケアプラン）をもとにして、契約者の状況に合った介護サービス案を作成いたします。その後、介護サービス開始前に契約者もしくは家族等に対して説明を行い、同意を得たうえで決定いたします。利用中の個別計画変更の際しても契約者および家族等の同意を得て計画を変更いたします。

- 介護サービスの利用中止、変更、追加（契約書第3.8条参照）

- 契約者の都合による居宅介護計画（ケアプラン）の変更は可能です。計画を変更される場合は、利用前日までにのじぎくの里へご連絡ください。
- 利用中止の場合は、ご利用前日午後5時30分までにのじぎくの里へ必ずご連絡ください。利用中止の連絡がない場合は、やむをえない事情、緊急以外は取消料として1,000円をいただきます。

直通電話079-247-9207

### 3. 契約の解除と苦情の受付

利用中止の場合は契約期間終了の7日前までにお申し出ください。お申し出がない場合は契約期間が延長されます。ただし、以下の場合はのじぎくの里との契約は終了します。

(契約書第21条参照)

- ① 契約者が死亡された場合。
- ② 要介護認定により契約者が心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ のじぎくの里が解散、破産、またはやむをえない事由により閉鎖した場合。
- ④ のじぎくの里の滅失や重大な毀損により、介護サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ のじぎくの里が介護保険の指定を取り消された場合。
- ⑥ のじぎくの里が介護保険の指定を辞退した場合。
- ⑦ 契約者が解約または契約解除の申し出をされた場合。
- ⑧ のじぎくの里が契約解除を申し出た場合。

#### ■ 契約者からの解約・契約解除

(契約書第22条、第23条参照)

以下の場合、契約者は即時に契約を解除することができます。

- ① 契約者が介護保険給付対象外サービス利用料金変更に同意できない場合。
- ② 契約者がのじぎくの里の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 契約者が入院された場合。
- ④ のじぎくの里が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑤ のじぎくの里が契約者の守秘義務に違反した場合。
- ⑥ のじぎくの里が故意または重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為をした場合。
- ⑦ 他の利用者による契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為の恐れがある場合において、のじぎくの里が適切な対応をとらない場合。

## ■ のじぎくの里からの契約解除（契約書第24条参照）

以下の場合、のじぎくの里が契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に伝えていないことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ② 契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項について、のじぎくの里に偽りの情報を伝えたことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ③ 契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延した場合。
- ④ 契約者が故意または重大な過失により他の利用者またはのじぎくの里およびその里職員等の身体・財物・信用等を傷つける行為をされた場合。
- ⑤ 契約者の行動により他の利用者またはのじぎくの里およびその職員の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

## ■ 損害賠償について（契約書第18条、第19条参照）

- のじぎくの里の責任によって契約者に損害を生じさせた場合、のじぎくの里は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、契約者側の故意または過失が認められる場合において、契約者の心身状況を考慮して相当と認められる場合には、のじぎくの里の損害賠償責任を減じる場合がございます。
- のじぎくの里は、のじぎくの里の責任による理由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の場合、のじぎくの里は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者および家族が契約の際、またはのじぎくの里が契約者の状況についてたずねた際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に伝えていないことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ② 契約者および家族が契約の際、またはのじぎくの里が契約者の状況についてたずねた際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に偽って伝えたことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化など、のじぎくの里が実施したサービスに起因しないことにより損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、のじぎくの里および職員の指示等に反して行った行為により損害が発生した場合。

## ■ 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、契約者や家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## ■ 苦情の受付について（契約書第28条参照）

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### <苦情受付担当者>

鍋島 栄子            江口 明

（受付）月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時

電話(079)247-9207 FAX(079)247-9201

### <第三者委員>

宗行 正明      電話 080-3137-5529

中村 昌由      電話 090-3970-4728

### <苦情解決責任者>

（代表者）中條 あゆみ

特別養護老人ホームのじぎくの里 電話(079)247-9200

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

■ 公的機関における苦情受付窓口

以下のところでも苦情の受付をいたしております。

● 国民健康保険団体連合会

電話 (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650

神戸市中央区三宮町 1 - 9 - 1 - 1801

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 高砂市 介護保険課 電話 (079) 443-9063

姫路市 介護保険課 電話 (079) 221-2923

加古川市 介護保険課 電話 (079) 427-9123

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所監査・地域福祉課

電話 (079) 421-9296

加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 兵庫県運営適正化委員会

電話 (078) 242-6868 FAX (078) 242-0297

神戸市中央区坂口通 2 - 1 - 18

兵庫県福祉センター3階 兵庫県社会福祉協議会内

月曜日から金曜日（平日）午前10時から午後4時まで受付

## 4. 契約者へのお願い

介護サービス提供に際しての契約者へのお願いです。

- 契約者担当の訪問介護員はのじぎくの里で決定します。  
(実際のサービス提供時は複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。)
- 契約者から担当訪問介護員の指定はできません。  
(訪問介護員の交代を希望される場合は、担当訪問介護員が業務上不適当と思われる事情、その他交代を希望される理由をあわせてお知らせください。)
- のじぎくの里の都合により訪問介護員を交代する場合があります。  
(訪問介護員を交代する場合は、契約者および家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。)
- 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 契約者以外の方にサービスの提供はできません。  
(契約者以外の方への介護、家族等への食事提供、家族等の衣類の洗濯、契約者の居室以外の掃除等はいたしません。)  
※ 不在時の訪問はできません。
- 介護サービス以外の業務はいたしません。  
(庭の掃除、故障箇所の修繕、預金の預け払い、医療行為等はいたしません。)
- 契約者および家族等からの金銭・物品の授受はお断りいたします。

皆様のご協力をお願いいたします。

## 5. のじぎくの里について

### ■ 事業者について

運営法人名 社会福祉法人のじぎく福祉会（のじぎくふくしかい）  
所在地 兵庫県加古川市神野町神野136-8  
代表者 理事長 栗原 英治（くりはら えいじ）  
設立年月日 平成 2年12月28日

### ■ 事業所について

名称 特別養護老人ホームのじぎくの里  
開設年月日 平成15年9月 5日  
指定状況 平成15年9月15日指定 兵庫県第2872100322号  
管理者 鍋島 栄子

- 目的 介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

- 運営方針 利用者の主体性を尊重し、日常生活動作の機能維持を図り、また、生活の質の向上や余暇活動の援助等にも配慮し、利用者が少しでも快適な生活を過ごせるよう緊急時の対応にも万全を期するものとします。

### ■ 職員配置

管理者 1名  
サービス提供責任者 1名以上  
ホームヘルパー 2. 5名以上  
※ 数字は常勤換算後のもの

## ■ 他の実施事業

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成15年9月 5日指定 兵庫県第 2872100322 号

指定短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

平成15年9月15日指定 兵庫県第 2872100322 号

指定通所介護事業所（デイサービス）

平成15年9月15日指定 兵庫県第 2872100322 号

指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

平成15年9月15日指定 兵庫県第 2872100322 号

指定居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

平成15年9月15日指定 兵庫県第 2872100322 号

## ■ 営業のご案内

● 営業日 月曜日から金曜日まで。（土 日 祝は要相談）

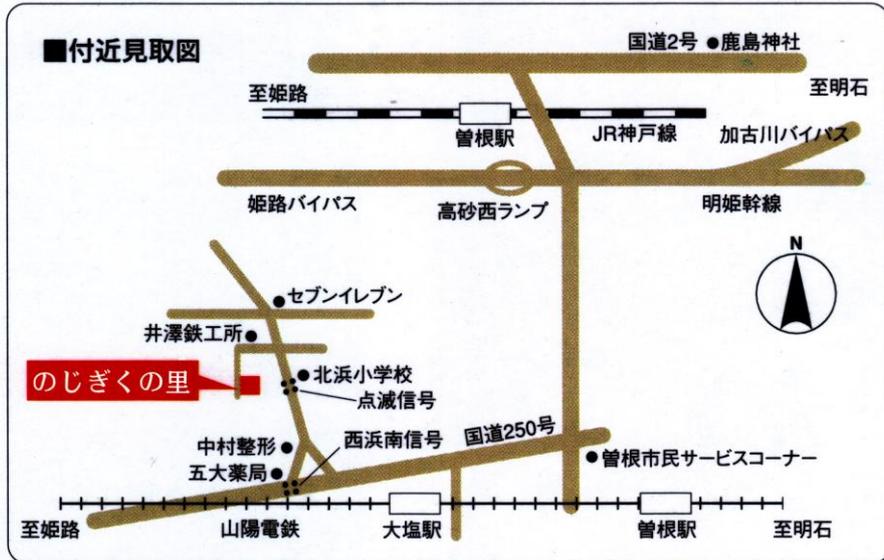
● 営業時間 （サービス提供）（要相談）

午前8時30分から午後5時30分まで

（問い合わせ時間）

午前8時30分から午後5時30分まで

## ■ 交通案内



### ■交通のご案内

- 国道250号からの西浜南信号より1km
- 山陽電鉄大塩駅より1.5km
- じょうとんバス北脇停留所より400m
- 姫路バイパス・高砂西ランプより4km  
(但し西行きのおランプはございません)

### ■お問い合わせ■

電話 (079) 247-9207

FAX (079) 247-9201

〒671-0123

兵庫県高砂市北浜町西浜773-3

特別養護老人ホームのじぎくの里 (訪問介護)

担当 鍋島 栄子 江口 明

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき、本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者	社会福祉法人のじぎく福祉会
事業所名	特別養護老人ホームのじぎくの里
説明者	職名 サービス提供責任者
	氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住所
(利用者)	氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者	住所
	氏名 印
	(契約者との続柄)

立会人	住所
(契約者家族)	氏名 印
	(契約者との続柄)